

◎日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定

(略称) 中国との漁業協定

昭和五十年 八月十五日 東京で署名
昭和五十年 十二月十七日 国会承認
昭和五十年 十二月二十二日 確認通告の交換
昭和五十年 十二月二十二日 効力発生
昭和五十年 十二月二十二日 公布及び告示

(条約第二四号及び外務省告示第二八三号、第二八四号)

目次	ページ
前文	一一三
第一条 協定の適用水域及び海洋に関する管轄権についての両国の立場の留保	一一三
第二条 両国がとるべき保存措置	一一五
第三条 取締り及び違反事件の処理	一二六
第四条 安全操業	一二七
中国との漁業協定	

中国との漁業協定

第五条	海難救助及び緊急避難	一 二七
第六条	共同委員会の設置及び任務等	一 二八
第七条	附属書の修正の方法等	一 三〇
第八条	効力発生、有効期間及び終了	一 三〇
末文	一 三一
附属書 I	一 三二
1	機船底びき網漁業について両国がとるべき保存措置	一 三二
2	機船まき網漁業について両国がとるべき保存措置	一 四二
附属書 II	一 四五
1	避難港	一 四五
2	連絡先	一 四六
3	連絡の内容	一 四六
4	連絡の方法	一 四六
○附属書 I の 2 (2) に関する交換公文	一 五〇
日本側書簡	一 五〇
附属書 I の 2 (2) について第一保護区内においてとられるべき保存措置	一 五〇
中国側書簡	一 五一
○合意された議事録	一 五三
1	各保護区における操業隻数又は統数	一 五三
2	網目の大きさについて規定の実施	一 五四
3	両国の沿岸漁業	一 五五

4	安全操業	一五五
	○協定第一条1に関する書簡	一五七
	中国側書簡	一五七
1	協定第一条1(1)に定める線についての中国政府の立場	一五七
2	協定第一条1(2)に定める線についての中国政府の立場	一五七
3	協定第一条1(3)に定める線についての中国政府の立場	一五八
	日本側書簡	一五九
1	協定第一条1(1)及び(2)に定める線についての日本国政府の立場	一五九
2	協定第一条1(3)に定める線についての日本国政府の立場	一五九

日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、
千九百七十二年九月二十九日に北京で発出された両国政府の
共同声明に基づき、
黄海・東海の漁業資源を保存し及び合理的に利用するため並
びに海上における正常な操業の秩序を維持するため、
友好的な協議を経て、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定が適用される水域（以下「協定水域」という。）は、
次に規定する黄海・東海の水域（領海部分を除く。）とする。

(1) 次に掲げる各点を結ぶ直線以東

中国との漁業協定

中華人民共和国和日本国漁業協定

中華人民共和国政府和日本国政府は、
一九七二年九月二十九日に北京発表の両国政府
聯合声明、を保護と合理地利用、黄海、東海漁
業資源、維持海上正常作業秩序、經過友好協
商、達成協議如下：

第一條

一、本協定の適用海域（以下「協定海域」）
為以下規定の黄海、東海の海域（領海部分除
外）：

1. 下列各点連結的直线以東：

(i) 北緯三十九度四十五分、東經百二十四度九分十二秒の点

(ii) 北緯三十七度二十分、東經百二十三度三分の点

(2) 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線以東

(i) 北緯三十七度二十分、東經百二十三度三分の点

(ii) 北緯三十六度四十八分十秒、東經百二十二度四十四分三十秒の点

(iii) 北緯三十五度十一分、東經百二十度三十八分の点

(iv) 北緯三十度四十四分、東經百二十三度二十五分の点

(1) 北緯三十九度四十五分、東經一百二十四度九分十二秒之点、

(2) 北緯三十七度二十分、東經一百二十三度三分之点；

2. 下列各点顺次連結の直線以東：

(1) 北緯三十七度二十分、東經一百二十三度三分之点、

(2) 北緯三十六度四十八分十秒、東經一百二十二度四十四分三十秒之点、

(3) 北緯三十五度十一分、東經一百二十度三十八分之点、

(4) 北緯三十度四十四分、東經一百二十三度二十五分之点、

(v) 北緯二十九度、東經百二十二度四十五分の点

(vi) 北緯二十七度三十分、東經百二十一度三十分の点

(vii) 北緯二十七度、東經百二十一度十分の点

(3) 北緯二十七度の線以北

2 この協定のいかなる規定も、海洋に関する管轄権については、
の両締約国のそれぞれの立場を害するものとみなしてはなら
ない。

第二条

両締約国は、漁業資源を保存し及び合理的に利用するため、
協定水域における機船による漁業に関し、この協定の附屬書I
に規定する措置をとる。

中国との漁業協定

(5) 北緯二十九度、東經一百二十二
度四十五分之点、

(6) 北緯二十七度三十分、東經一百
二十一度三十分之点、

(7) 北緯二十七度、東經一百二十一
度十分之点、

3. 北緯二十七度線以北。

二、本協定の任何規定都不得认为有损締
約双方关于海洋管轄权的各自立场。

第二条

締約双方为了保护合理地利用漁業資源、
在協定海域内就机船漁業采取本協定附件一所

两国がと
るべき保
存措置

规定的措施。

第三条

第三条

1 いずれの一方の締約国も、自国の機船がこの協定の附属書 I の規定を誠実に遵守することを確保するため及び違反事件の発生を防止するため、自国の機船に対して適切な指導及び監督を行い、並びに違反事件を処理する。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、当該他方の締約国の機船がこの協定の附属書 I の規定に違反した事実及び状況を通報することができる。当該他方の締約国は、当該一方の締約国に対し、違反事件の処理の結果を速やかに通報する。

3 協定水域において操業する両締約国の機船は、この協定の実施を確保するため、相互に協力するものとする。

一、締約国任何一方为了确保本国渔船切实遵守本协定附件一的规定，防止违约事件的发生，应对本国渔船进行适当的指导和监督，并对违约事件予以处理。

二、缔约国任何一方可将缔约国另一方渔业违法本协定附件一规定的情况和事实通知缔约国一方。缔约国一方应将违约事件处理结果及时通知缔约一方。

三、缔约双方在协定海域内作业的渔船应相互合作，以保证实施本协定的规定。

取締り及
び違反事
件の処理

第四条

兩締約国は、それぞれ、自国の関係漁民及び機船に対し、航行及び操業の安全、正常な操業の秩序の維持並びに海上における事故の円滑かつ迅速な処理のため、指導その他の必要な措置をとる。

第四 条

締約双方が航行和作业安全、维持正常作业秩序、以及顺利和迅速地处理海上事故、应各自对本国有关渔民和渔政采取指导等必要措施。

第五条

1 いずれか一方の締約国の漁船が他方の締約国の沿岸において海難その他の緊急事態に遭遇した場合には、当該他方の締約国は、当該漁船及びその乗組員に対し、できる限りの援助及び保護を与えるとともに、最も迅速な方法により、当該一方の締約国の関係当局にこれらに関する状況を通報する。

第 五 条

一、締約任何一方の漁船在締約另一方沿海遭到海难或其他紧急情况时，缔约另一方对该渔船及其船员应尽力予以救助和保护，并以最快的方法将有关情况告知缔约一方的有关部门。

海難救助
緊急避
難

2 いずれの一方の締約国の漁船も、荒天その他の緊急事態のため避難する必要がある場合には、他方の締約国の関係当局に連絡した後、指定された港等に赴き避難することができ、当該漁船は、この協定の附属書Ⅱの規定に従うとともに、当該他方の締約国の関係法規及び指示に従わなければならない。

第六条

共同委員
会の設置
及び任務

- 1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、日中漁業共同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、両締約国の政府がそれぞれ三人ずつ任命する委員で構成する。
- 2 委員会のすべての決議、勧告その他の決定は、出席する双方の委員の合意によつてのみ行う。

3 委員会は、毎年一回東京又は北京で交互に会合する。委員

二、締約任何一方の漁船、由于天气形势或其他紧急情况有必要避难时、经与缔约另一方有关部门联系后、可驶往指定的港口等避难。该渔船应遵守本协定附件二的规定，并应服从缔约另一方的有关法规和指示。

第六 条

一、締約双方为达到本协议的目的，设立日中渔业联合委员会（以下称委员会）。委员会由缔约双方政府各自任命三名委员组成。二、委员会的一切决议、建议和其他决定，由出席的双方委员协商一致后才能做出。

三、委员会每年开会一次，在北京和东京

会は、また、必要に応じ、西締約国との合意により臨時に
会合することができる。

4 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) この協定の実施状況につき検討する。
- (2) 必要に応じ、この協定の附属書の修正に関し、西締約国
に勧告する。
- (3) 漁業に関する資料を交換し、及び協定水域における漁業
資源の状態につき検討する。
- (4) そのほか、必要に応じ、協定水域における漁業資源の保
存その他の関連する問題につき検討し、及び西締約国に勧
告することができる。

第七条

中国との漁業協定

轮流举行。如有需要，经缔约双方的同意，可
召开临时会议。

四、委员会的任务如下：

1. 研究本协定的执行情况。
2. 如有需要，对本协定附件的修改，向
缔约双方提出建议。
3. 交换有关渔业资料和研究报告，协定海域内
的渔业资源状况。
4. 此外，如有需要，可对协定海域内的
渔业资源保护等有关问题进行研究，也可向缔
约双方提出建议。

第七 条

一三九

1 この協定の附屬書（2の規定に従つて修正された後の附屬書を含む。）は、この協定を構成する不可分の一部とする。

2 両締約国政府は、前条4(2)の規定に従つて委員会が行つた勧告を受諾する旨の公文の交換によりこの協定の附屬書を修正することができる。

第八条

1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを確認する旨の通告が交換された日に効力を生ずる。この協定は、三年間効力を有するものとし、その後は、2の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。

2 いずれの一方の締約国も、三箇月前に他方の締約国に対し

一、本協定の附件、包括按本条第二款规定修改后的附件、为本协定不可分割的组成部分。

二、缔约双方政府可通过换文，采纳委员会按第六条第四款第二项规定提出的建议，对本协定的附件予以修改。

第八条

一、本协定在各自国家履行行为生效前，本国内法律手续并交换确认通知之日起生效。本协定有效期为三年，三年以后，在本条第二款的规定宣布终止以前，继续有效。

二、缔约任何一方在最初三年期满时或在

て文書による予告を与えることにより、最初の三年の期間の満了の際又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十五年八月十五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

宮澤喜一

中華人民共和国政府のために

陳 楚

其后、可以在三个月以前、以书面预先通知缔约另一方、随时终止本协议。

下列代表、经各自政府正式授权、已在本协议上签字为证。

本协议于一九七五年八月十五日在东京签订、一式两份、每份都用中文和日文写成、两种文本具有同等效力。

中华人民共和国政府代表 日本国政府代表

陈 楚 宫 泽 喜 一

両締約国がこの協定の第二条の規定に従つてとるべき措置の内容は、次のとおりとする。

1 機船底びき網漁業（トロール漁業を含む。）について

(1) 一隻の推進機関の馬力数が六百馬力を超える機船は、次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域に入つて機船底びき網漁業に従事してはならない。

(i) 北緯三十八度、東経百二十三度二十二分の点

(ii) 北緯三十八度、東経百二十三度四十五分の点

締約双方は本協定第二条、应采取的措施、規定如下：

一、关于机船拖网渔业（包括机船单船拖网渔业）：

1. 凡单船主机机马力超过六百匹的渔轮不得进入下列各点顺次连接的直线所围的海域内从事机船拖网渔业：

(1) 北纬三十八度、东经一百二十三度二十二分之点、

(2) 北纬三十八度、东经一百二十三度四十五分之点、

機船底びき網漁業に
ついでとるべき
措置を
保

- (iii) 北緯三十七度、東經百二十三度四十五分の点
- (iv) 北緯三十六度十五分、東經百二十三度十五分の点
- (v) 北緯三十六度、東經百二十二度三十分の点
- (vi) 北緯三十五度、東經百二十二度三十分の点
- (vii) 北緯三十二度三十分、東經百二十四度の点
- (viii) 北緯三十二度、東經百二十五度の点
- (ix) 北緯二十九度、東經百二十五度の点

中国との漁業協定

- (3) 北緯三十七度、東經一百二十三度四十五分之点、
- (4) 北緯三十六度十五分、東經一百二十三度十五分之点、
- (5) 北緯三十六度、東經一百二十二度三十分之点、
- (6) 北緯三十五度、東經一百二十二度三十分之点、
- (7) 北緯三十二度三十分、東經一百二十四度之点、
- (8) 北緯三十二度、東經一百二十五度之点、
- (9) 北緯二十九度、東經一百二十五度之点、

(x) 北緯二十八度、東經百二十四度三十分の点

(xi) 北緯二十七度、東經百二十三度の点

(xii) 北緯二十七度、東經百二十一度十分の点

(xiii) 北緯二十七度三十分、東經百二十一度三十分の点

(xiv) 北緯二十九度、東經百二十二度四十五分の点

(xv) 北緯三十度四十四分、東經百二十三度二十五分の点

(xvi) 北緯三十五度十一分、東經百二十度三十八分の点

(10) 北緯二十八度、東經一百二十四

度三十分之点、

(11) 北緯二十七度、東經一百二十三
度之点、

(12) 北緯二十七度、東經一百二十一
度十分之点、

(13) 北緯二十七度三十分、東經一百
二十一度三十分之点、

(14) 北緯二十九度、東經一百二十二
度四十五分之点、

(15) 北緯三十度四十四分、東經一百
二十三度二十五分之点、

(16) 北緯三十五度十一分、東經一百
二十度三十八分之点、

(xvii) 北緯三十六度四十八分十秒、東經百二十二度四十四分三十秒の点

(xviii) 北緯三十七度二十分、東經百二十三度三分の点

(xix) 北緯三十八度、東經百二十三度二十二分の点

(2) 機船は、次に掲げる各休漁区につきそれぞれ定める期間においては、当該休漁区に入つて機船底びき網漁業に従事してはならない。

(i) 第一休漁区
位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

(1) 北緯三十八度、東經百二十三度二十二分の点

中国との漁業協定

(17) 北緯三十六度四十八分十秒、東經一百二十二度四十四分三十秒の点、

(18) 北緯三十七度二十分、東經一百二十三度三分の点、

(19) 北緯三十八度、東經一百二十三度二十二分の点。

2. 凡漁輪在下列各休漁区所規定的時間内、不得进入该区内从事机輪拖網漁業：

(1) 第一休漁区、

位置：以下列各点順次连接的直線所圍的海域：

① 北緯三十八度、東經一百二十三度二十二分の点、

- (㉑) 北緯三十八度、東経百二十三度三十分の点
- (㉒) 北緯三十六度十五分、東経百二十三度三十分の点
- (㉓) 北緯三十六度十五分、東経百二十二度一分の点
- (㉔) 北緯三十六度四十八分十秒、東経百二十二度四十四分三十秒の点
- (㉕) 北緯三十七度二十分、東経百二十三度三分の点
- (㉖) 北緯三十八度、東経百二十三度二十二分の点
期間 二月十五日から四月十五日まで

(四) 第二休漁区

- ② 北緯三十八度、東経一百二十三度三十分之点、
 - ③ 北緯三十六度十五分、東経一百二十三度三十分之点、
 - ④ 北緯三十六度十五分、東経一百二十三度一分之点、
 - ⑤ 北緯三十六度四十八分十秒、東経一百二十三度四十四分三十秒之点、
 - ⑥ 北緯三十七度二十分、東経一百二十三度三分之点、
 - ⑦ 北緯三十八度、東経一百二十三度二十二分之点。
- 時間：二月十五日至四月十五日止。

(2) 第二休漁区：

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

(イ) 北緯三十六度十五分、東経百二十二度一分の点

(ロ) 北緯三十四度、東経百二十二度一分の点

(ハ) 北緯三十四度、東経百二十一度二十三分の点

(ニ) 北緯三十五度十一分、東経百二十度三十八分の点

(ホ) 北緯三十六度十五分、東経百二十二度一分の点
期間 九月一日から十一月三十日まで

(3) 次に掲げる各保護区につきそれぞれ定める期間において

中国との漁業協定

位置： 以下列各点順次連結の直線所围
の海域：

① 北緯三十六度十五分、東経一百二十二度一分の点、

② 北緯三十四度、東経一百二十二度一分の点、

③ 北緯三十四度、東経一百二十一度二十三分の点、

④ 北緯三十五度十一分、東経一百二十度三十八分の点、

⑤ 北緯三十六度十五分、東経一百二十二度一分の点。

時間： 九月一日至十一月三十日止。

3. 在下列各保护区所规定的时间内，进

は、当該保護区に入つて機船底びき網漁業に従事する機船の隻数は、両締約国政府間で定める最高操業隻数を超えてはならない。

(1) 第一保護区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

- (イ) 北緯三十四度、東経百二十三度十五分の点
- (ロ) 北緯三十四度、東経百二十四度三十分の点
- (ハ) 北緯三十三度、東経百二十四度三十分の点
- (ニ) 北緯三十三度、東経百二十三度十五分の点
- (ホ) 北緯三十四度、東経百二十三度十五分の点

入該区内从事机船底びき網漁業の漁船、不得超過締約双方政府所規定の最高作业母数。

(1) 第一保护区:

位置: 以下列各点顺次連結の直線所围の海域:

- ① 北緯三十四度、東経一百二十三度十五分之点、
- ② 北緯三十四度、東経一百二十四度三十分之点、
- ③ 北緯三十三度、東経一百二十四度三十分之点、
- ④ 北緯三十三度、東経一百二十三度十五分之点、
- ⑤ 北緯三十四度、東経一百二十三度十五分之点、

期間 十二月一日から翌年の二月末日まで

(ii) 第二保護区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

- (イ) 北緯三十一度三十分、東経百二十二度五十七分の点
- (ロ) 北緯三十一度三十分、東経百二十三度三十分の点
- (ハ) 北緯三十度四十四分、東経百二十三度四十五分の点
- (ニ) 北緯三十度、東経百二十三度三十分の点
- (ホ) 北緯三十度、東経百二十三度八分の点

中国との漁業協定

十五分点。

時間：十二月一日至翌年二月末止。

(2) 第二保护区：

位置：以下列各点順次連結の直線所圍

の海域：

- ① 北緯三十一度三十分、東経一百二十二度五十七分点、
- ② 北緯三十一度三十分、東経一百二十三度三十分点、
- ③ 北緯三十度四十四分、東経一百二十三度四十五分点、
- ④ 北緯三十度、東経一百二十三度十分点、
- ⑤ 北緯三十度、東経一百二十三度八

分の点、

- ⑥ 北緯三十度四十四分、東経一百二十三度二十五分の点、
- 十三度二十五分の点、

- ⑦ 北緯三十一度三十分、東経一百二十三度五十七分の点。

時間：四月一日至五月三十一日止。

(3) 第三保护区：

位置：以下列各点順次連結の直線所圍

の海域：

- ① 北緯二十九度三十分、東経一百二十三度五十六分三十秒の点、

- ② 北緯二十九度三十分、東経一百二十三度二十分の点、

- ③ 北緯二十九度、東経一百二十三度

- (v) 北緯三十度四十四分、東経一百二十三度二十五分の点

- (b) 北緯三十一度三十分、東経一百二十三度五十七分の点
期間 四月一日から五月三十一日まで

(iii) 第三保护区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域

- (i) 北緯二十九度三十分、東経一百二十三度五十六分三十秒の点

- (ii) 北緯二十九度三十分、東経一百二十三度二十分の点

- (c) 北緯二十九度、東経一百二十三度十分の点

(3) 北緯二十八度、東經百二十二度三十分の点

(4) 北緯二十八度、東經百二十一度五十五分の点

(5) 北緯二十九度、東經百二十二度四十五分の点

(6) 北緯二十九度三十分、東經百二十二度五十六分三十分の点
期間 三月一日から四月三十日まで

(4) 機船底びき網漁業に従事する機船は、幼魚の漁獲を行わないものとし、密集した幼魚に遭遇したときは、操業の場所を他に移すものとする。一航海ごとの漁獲量につき、幼魚の占める比率は、同一魚種の総漁獲量の二十パーセントを超えてはならない。
関係する幼魚についての規定は、次のとおりとする。

中国との漁業協定

十分の点、

④ 北緯二十八度、東經一百二十二度三十分の点、

⑤ 北緯二十八度、東經一百二十一度五十五分の点、

⑥ 北緯二十九度、東經一百二十二度四十五分の点、

⑦ 北緯二十九度三十分、東經一百二十二度五十六分三十分の点。

時間：三月一日至四月三十日止。

4. 从事机船拖网渔业の漁船輪不应捕撈幼魚，遇到密集の幼魚時，应转移渔场。每航次的漁获量中，幼魚所占的比例不得超过同魚种总漁获量的百分之二十。

(i) きぐちについては、吻端から尾びれの末端までの長さが十九センチメートル以下のものをいう。

(ii) たちうおについては、吻端からこう門までの長さが二十センチメートル以下のものをいう。

(5) 機船底びき網漁業に使用する底びき網の網目（水に没し、収縮した後の内径による。以下同じ。）及び長さは、次の基準に適合するものでなければならない。

(i) 袋網及び返し網の網目は五十四ミリメートル以上、その他の部分の網目は六十五ミリメートル以上であること。

(ii) 袋網の長さは、二百目以下であること。

2 機船まき網漁業（集魚燈を使用するものに限る。）について

(1) 一隻の推進機関の馬力数が六百六十馬力を超える網船は、

有关幼鱼的规定是：

(1) 小黄鱼由吻端至尾鳍末梢的长度为十九厘米和未滿十九厘米的；

(2) 带鱼由吻端至肛门的长度为二十二厘米和未滿二十三厘米的。

5. 机船拖网渔业所使用的拖网网具的网目（以浸水收缩后的内径为准，下同）和长度应符合下述标准：

(1) 囊网和古网网目为五十四毫米以上，其他部位的为六十五毫米以上。

(2) 囊网的长度为二百目以下。

二、关于机船灯光围网渔业：

1. 凡单船主机马力超过六百六十四匹的网

1 (1)に規定する水域に入つて機船まき網漁業に従事してはならない。

(2) (1)にいう水域のうち北緯三十二度の線以北の部分(第一保護区と称する。)においては、両締約国政府間で定める措置がとられるものとする。

(3) (1)にいう水域のうち北緯三十二度の線以南の部分(第二保護区と称する。)においては、八月一日から十二月三十一日までの間は、機船まき網漁業に従事する機船の統数は、両締約国政府間で定める最高操業統数を超えてはならない。

(4) (1)にいう水域に入つて操業する機船まき網漁船の隻数は、一統につき、網船は一隻、灯船は二隻とする。灯船一隻の集魚燈の光度の合計は、一万カンデラを超えてはならない。

中国との漁業協定

船，不得进入本附件的一、一所规定的海域内从事机轮灯光围网渔业。

2. 在二、一所指的海域中的北纬三十二度线以北部分(称第一保护区)，应采取缔约双方政府所规定的措施。

3. 在二、一所指的海域中的北纬三十二度线以南部分(称第二保护区)，从八月一日至十二月三十一日止，从事机轮灯光围网渔业的渔轮不得超过缔约双方政府所规定最高作业船组数。

4. 灯光围网渔轮进入二、一所指的海域内作业的，每组为：网船一艘、灯船两艘。每艘灯船用于集鱼灯光的总亮度不得超过一万烛光。

(5) 機船まき網漁業に従事する機船は、(1)にいう水域においては、幼魚の漁獲を行わないものとする。一網ごとの漁獲量中幼魚の占める比率は、十五パーセントを超えてはならないものとし、超えた場合には、速やかに海中に放し、かつ、操業の場所を他に移すものとする。

関係する幼魚についての規定は、次のとおりとする。

- (1) まさはについては、尾叉長(吻端から尾叉までの長さ)をいう。以下同じ。)が二十二センチメートル未満のもの
- (2) まあじについては、尾叉長が二十センチメートル未満のもの
- (3) まるあじについては、尾叉長が十八センチメートル未満のもの
- (6) (1)にいう水域において機船まき網漁業に使用するまき網の網目は、三十五ミリメートル以上とする。

5. 从事机轮灯光围网渔业的海轮在二、一所指的海域内不应捕捞幼鱼。每网次的渔获中，幼鱼所占的比例不得超过百分之十五，如超过，应迅速放回海里并转移渔场。

有关幼鱼的规定是：

- (1) 鲇鱼为叉长(由吻端至尾叉的长度，下同)未滿二十二厘米的。
- (2) 竹荚鱼为叉长未滿二十厘米的。
- (3) 兰园鲆为叉长未滿十八厘米的。

6. 在二、一所指的海域内机轮灯光围网渔业所使用的围网网目为三十五毫米以上。

避難港

この協定の第五条2の実施に関しては、次に定めるところによる。

1 避難港

(1) 中華人民共和国政府は、日本国の漁船が避難する港として、温州港、上海港吳淞口、連雲港及び青島港を指定する。

(2) 日本国政府は、中華人民共和国の漁船が避難する港として、厳原港、博多港、玉之浦港及び山川港を指定する。

(3) いずれの一方の締約国の漁船も、特別な事情により(1)又は(2)で指定された港に赴くことができなない場合には、他方の締約国の関係当局に連絡してその理由を明らかにした後、指定される港等に赴き避難することができる。

中国との漁業協定

附件二

关于实施本协定第五条第二款的规定如下：

一、 避难的港口：

1. 中华人民共和国政府指定日本国渔船避难的港口为：温州港、上海港吴淞口、连云港、青岛港。

2. 日本国政府指定中华人民共和国渔船避难的港口为：严原港、博多港、玉之浦港、山川港。

3. 缔约任何一方之渔船因特殊情况无法驶到1或2所指之港口时，经向缔约另一方有关部门联系阐明理由后，可驶往被指定之港口等避难。

連絡先

2 連絡先

(1) 中華人民共和国の漁船は、日本国海上保安庁の第七管区海上保安本部又は第十管区海上保安本部に連絡するものとする。

(2) 日本国の漁船は、中華人民共和国の温州港、上海港、連雲港又は青島港の港務監督機関に連絡するものとする。

連絡の内容

3 連絡の内容

連絡すべき内容は、船名、呼出符号、現在位置、船籍港、総トン数、船長の氏名、乗組員数、避難の目的地、到着予定時刻及び避難の理由とする。

連絡の方法

4 連絡の方法

(1) 中華人民共和国の漁船が日本国の関係当局に連絡する場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

(i) 第七管区海上保安本部若しくは第十管区海上保安本部

二、 联络的部门：

1. 中华人民共和国渔船与日本国海上保安厅的第七管区海上保安本部、第十管区海上保安本部联络。

2. 日本国渔船与中华人民共和国的温州港、上海港、连云港或青岛港的港务监督联络。

三、 联络的内容：

应联络的内容为：船名、呼号、当时船位、船籍、总吨位、船长姓名、船员数、避难目的地、预定到达时间及避难理由。

四、 联络的方法：

1. 中华人民共和国渔船与日本国的有关部门联络时，采取下列任何一种方法：

(1) 通过第七管区海上保安本部、第

の無線局又は長崎無線電報局を通じて連絡する。これらの無線局の呼出符号は、次のとおりである。

第七管区海上保安本部の無線局 J N R
第十管区海上保安本部の無線局 J N J
長崎無線電報局 J O S

(五) 日本語又は英語の平文の国際電報により連絡する。関係当局のあて名略号は、次のとおりである。

第七管区海上保安本部 S E V E N T H R M S H K
I T A K Y U S H U
第十管区海上保安本部 T E N T H R M S H K A G
O S H I M A

十管区海上保安本部的無線電台
或長崎無線電報局联络。各無線電台的呼号如下：

第七管区海上保安本部的無線電台 J N R

第十管区海上保安本部的無線電台 J N J

長崎無線電報局 J O S

(2) 用日文或英文文明码国际电报联络。

各有关部门的电报挂号如下：

第七管区海上保安本部 S E V E N T H R M S H K I T A K Y U S H U

第十管区海上保安本部

T E N T H R M S H K A G O S H I M A

(2) 日本国の漁船が中華人民共和国の關係当局に連絡する場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

(i) 温州、上海又は青島の海岸無線局を通じて連絡する。これらの無線局の呼出符号は、次のとおりである。

- 温州海岸無線局 X S O
- 上海海岸無線局 X S G
- 青島海岸無線局 X S T

(ii) 中国語又は英語の平文の國際電報により連絡する。關係当局のあて名略号は、次のとおりである。

- 温州港港務監督機關 温州港八九六九
- 上海港港務監督機關 上海港三九六六
- 連雲港港務監督機關 連雲港三一八九
- 青島港港務監督機關 青島港三二六三

2. 日本国漁船与中華人民共和国の有关部门联络时，采取下列任何一种方法：

(1) 通过温州、上海或青岛的海岸电台联络。各海岸电台的呼号如下：

- 温州海岸电台 X S O
- 上海海岸电台 X S G
- 青島海岸电台 X S T

(2) 用中文或英文明码国际电报联络各有关部门的电报挂号如下：

- 温州港港務監督機關 温州港 8
- 9 6 9
- 上海港港務監督機關 上海港 3
- 9 6 6
- 連雲港港務監督機關 連雲港 3

1 8 9

青 島 港 港 務 監 督 青 島 港 3

2 6 3

〔附屬書Ⅰの②〕に関する交換公文

〔日本側書簡〕

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定の附屬書Ⅰの②(2)に關し、日本政府に代わつて、両政府間で到達した次の了解を確認する光榮を有します。

第一保護区においては、同保護区内の浮魚資源の衰退に堪がみ、同保護区における機船まき網漁業に対する従来の保存措置が引き続きとられるものとし、日本国の機船まき網漁船は、年間を通じて同保護区に入つて操業しないものとする。

本大臣は、更に、閣下が前記の了解を貴国政府に代わつて確認されることを要請する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十五年八月十五日に東京で

日本国外務大臣 宮澤喜一

中華人民共和国特命全權大使

陳 楚 閣下

日本側書簡
附屬書Ⅰ
の②(2)に
關し、日本
政府に代わ
つて、両政
府間で到達
した次の了
解を確認す
る光榮を有
します。

(中国側書簡)

(中国方面信件)

日本国外務大臣
宮澤喜一閣下：

我荣幸地收到了閣下今天的来信，内容如

(訳文)
書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
本大臣は、本日署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定の附属書Iの2(2)に関し、日本国政府に代わつて、両政府間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。

第一保護区においては、同保護区内の浮魚資源の衰退にかんがみ、同保護区における機船まき網漁業に対する従来の保存措置が引き続きとられるものとし、日本国の機船まき網漁船は、年間を通して同保護区に入つて操業しないものとす。本大臣は、更に、閣下が前記の了解を貴国政府に代わつて確認されることを要請する光栄を有します。

本使は、中華人民共和国政府に代わつて、閣下の書簡に述べられた了解を確認する光栄を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

「我荣幸地代表日本国政府，就今天签订的日本国和中华人民共和国渔业协定附件一的二、二、二，确认两国政府之间达成的谅解如下：

在第一保护区，鉴于该区内中的上层鱼类资源衰退，对该区的机船灯光围网渔业继续采取原有的保护措施，日本国灯光围网渔轮全年不进入该区作业。

我荣幸地请阁下代表贵国政府确认上述谅解。

我輩代表中華人民共和國政府確認閣下來
信所述の諒解。

願 致 敬 意。

千九百七十五年八月十五日に東京で

日本国駐在中華人民共和國特命全權大使 陳 楚

日本国外務大臣

宮澤喜一閣下

中華人民共和國駐日本国特命全權大使

陳 楚

一九七五年八月十五日于東京

合意された議事録

日本国政府代表及び中華人民共和国政府代表は、本日署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定（以下「協定」という。）の關係事項に關連して、次の事項を記録することに合意した。

1 各保護区における両締約国の操業隻数又は統数に關し、

(1) 協定の附書Iの1(3)の規定に基づき、各保護区における最高操業隻数を、次のとおり定める。

第一保護区	日本側	百二十隻	中国側	百二十隻
第二保護区	日本側	八十隻	中国側	百四十隻
第三保護区	日本側	九十隻	中国側	百五十隻

中国との漁業協定

同意事項記録

中華人民共和国政府代表和日本国政府代表就今天签订的中华人民共和国和日本国渔业协定（以下称协定）的有关条款、同意记录下列事项：

一、关于渔业双方在各自保护区内的作业船数或组数：

1. 根据协定附件一的一、三的规定，在各保护区内的最高作业船数为：

第一保护区：	中方	一百二十艘	中方	一百二十艘
第二保护区：	中方	九十艘	中方	一百二十艘

(2) 協定の附属書Iの2(3)の規定に基づき、第二保護区における最高操業統数を、次のとおり定める。

日本側 二十五統
中国側 七十統

2 網目の大きさについての規定の実施に関し、向締約国の機船底ひき網漁業又は機船まき網漁業に使用される漁網で、協定の附属書Iの1(5)又は2(6)の規定に適合しないものは、協定の発効の日から六箇月以内に全部取替えを完了するものとする。

中方 一百四十艘
日方 八十艘

第三保护区：

中方 一百五十艘
日方 九十艘

2. 根据协定附件一的二、三的规定，在第二保护区内的最高作业组数为：

中方 七十组
日方 二十五组

二、关于执行网目大小的规定：

缔约双方的机船拖网渔业和灯光围网渔业所使用的网具，凡不符合协定附件一的一、五和二、六的规定，应在协定生效之日起六个月内全部更换完毕。

網目の大き
について規定
の実施

3 両締約国の沿岸漁業に關し、協定の附屬書Iに定める措置は、自國の沿岸水域に於いて操業する漁船には適用しない。

4 安全操業に關し、両締約國の關係当局は、協定第四條の規定を実施するため、両國の民間關係団体ができる限り速やかに次に掲げる事項についての合意に達するように、それぞれ自國の民間關係団体を指導するものとする。

- (1) 標識及び信号
- (2) 操業に当たつて遵守すべき事項
- (3) 避航に当たつて遵守すべき事項
- (4) 錨泊びょうぼくに当たつて遵守すべき事項
- (5) 安全操業のための慣習上の予防措置
- (6) 海上における事故の処理に關する事項

中国との漁業協定

三、关于締約双方の沿海漁業：

協定附件一所规定的措施、不适用于本国民沿海水域作业的渔船。

四、关于安全作业：

締約双方有关部门为了执行協定第四條的规定、应各自指导本國有关民間团体、尽可能地使兩國有关民間团体就下列事項达成协议：

- 1. 标志和信号：
- 2. 作业时應遵守的事項：
- 3. 避让时应遵守的事項：
- 4. 錨泊时应遵守的事項：
- 5. 安全作业慣例上的預防措施：
- 6. 海上事故处理的事項。

中国との漁業協定

千九百七十五年八月十五日に東京で

宮澤

陳

一九七五年八月十五日に東京

陳

宮澤

(協定第一条1に関する書簡)

(中国方面信件)

(中国側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された中華人民共和国と日本国との間の漁業に関する協定に言及するとともに、同協定第一条1の規定に関連して、次のとおり申し述べ、る光榮を有します。

1 中華人民共和国政府は、同協定第一条1(1)に定める線以西の水域を国防上の安全のため軍事警戒区として定めている。同区域内の漁業資源に対しては、既に必要な保護措置がとられている。日本国の漁船は、中華人民共和国政府の関係当局の許可なしに入域してはならぬ。

2 中華人民共和国政府は、同協定第一条1(2)に定める線以西の水域を漁業資源の保護のため機船底びき網漁業禁漁区として定めている。中国の機船は、同水域において操業してはならず、日本国の漁船も同水域に入つて操業してはならない。

中国との漁業協定

日本国外務大臣
宮澤喜一閣下：

特榮幸地幾及今天签订的中华人民共和国和日本国渔业协定，并就有关协定第一条第一款的规定阐述如下：

一、中华人民共和国政府为了国防安全，规定：本协定第一条1、1规定的线以西的海域为军事警戒区，对该区内的渔业资源已采取必要的保护措施。日本国渔船未经中华人民共和国政府有关部门允许不准驶入。

二、中华人民共和国政府为了保护渔业资源，规定：本协定第一条1、2规定的线以西

協定第一条1(2)の線に
定められている
に
府の立場

協定第一条1(1)の線に
定められている
に
府の立場

中国側書簡

的海域为机轮拖网渔业禁区。中国渔轮不得在该海域内作业，日本国渔船也不得进入该海域作业。

三、中华人民共和国政府鉴于本协定第一条、3 规定的线以南，中国沿岸以东，包括台湾周围的海域，目前尚处于军事作业状态，劝告日本国渔船不要进入这一海域作业，否则，因此而发生的后果由该渔船自己负责。

顺致敬意。

日本国駐在中華人民共和国特命全權大使 陳 楚

日本国外務大臣

宮澤 喜一閣下

陳 楚

一九七五年八月十五日于東京

協定第一条(3)第三項に
定める線に
沿って
立国政府
の中
の

3 中華人民共和国政府は、同協定第一条1(3)に定める線以南で、かつ、中国沿岸以東の、台湾周辺を含む水域がなお軍事作戦状態にあることにかんがみ、日本国の漁船が同水域に入つて操業しないよう勧告する。入つて操業するならば、それから生ずる結果については当該漁船自らが責任を負う。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十五年八月十五日に東京で

協定第一條及び第二條の線に於ける日本及び日本文書の立場

協定第一條の線に於ける日本及び日本文書の立場

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定第一條に關する本日付けの閣下の書簡を受領したことを確認するとともに、この書簡に關連して、次のとおり申し述べたことを有します。

1 日本国政府は、協定第一條1(1)及び2に定める線以西の水域に關する中華人民共和国政府の立場を認めることはできな

いとの日本国政府の立場を留保する。
ただし、日本国政府は、協定第一條1(1)及び2に定める線以西の水域において漁業資源の保護の必要性が存在することを考慮して、日本国の漁船がこれらの水域に入つて操業することを差し控えることとする。

2 日本国政府は、協定第一條1(3)に定める線以南の水域に關して中華人民共和国政府が表明した勧告に留意するとともに、同水域に關する中華人民共和国政府の立場を認めることとはできないとの日本国政府の立場を留保する。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十五年八月十五日に東京で

日本国外務大臣 宮澤喜一

中華人民共和国特命全權大使

陳 楚 閣下

中国との漁業協定

(参考)

この協定は、黄海・東海の漁業資源の保存及び合理的利用並びに海上における正常な操業の秩序の維持を目的として、関係水域で日中両国がとるべき保存措置等を定めたものである。